

事業名	半導体製造に用いるガス容器の先進的検査手法の導入				
申請事業者	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社東芝(東京都港区) 【4事業者の共同申請】 カンサン株式会社(群馬県渋川市) エーテック株式会社(兵庫県明石市) 日本フィジカルアコースティクス株式会社(東京都渋谷区) 				
事業所管	経済産業省	規制所管	経済産業省	法令	高圧ガス保安法(容器保安規則)
活用する特例措置	経済産業省関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令				
特例措置の意義	<ul style="list-style-type: none"> 半導体製造に用いる高純度ガス容器の再検査に要するコスト・期間を大幅に削減。 事業者の競争力強化を図り、国内におけるものづくりのサプライチェーンの維持に寄与。また、保安性能の向上を通じて、雇用者や周辺住民の安心・安全の確保に資する。 				

【新事業活動計画の概要】

- 半導体製造に際しては、半導体の微細加工や製造装置のクリーニング等に高純度ガスを使用するため、高純度ガス用容器を用いる必要がある。
- この高純度ガス用容器は、法令(容器保安規則)により再検査(外観検査及び耐圧検査)が義務付けられている。本年4月24日に、現行法令では認められていない超音波検査等の検査手法の導入を可能とする特例措置が創設された。

○今回、申請された新事業活動計画では、

- ①新たな検査手法により再検査に要するコスト・期間を大幅に削減し、従来より大型のガス容器の導入等を通じて、生産性を向上させた新事業展開が可能となること
- ②当該検査が適切な検査方法によるものであることや、検査員が当該検査の方法に関する専門的知識を有することなど、**特例措置に定められた要件を満たすこと**
- ③高圧ガスを消費する事業者だけでなく、検査等で**優れた技術を有する複数の事業者が連携**することにより、事業の実現可能性が高いこと
- ④先進的な検査手法の導入による、**保安性能の向上**を通じて、雇用者や周辺住民の安心・安全の確保に資すること

が、それぞれ認められるため、5月23日付けで、認定を行った。

○この認定により、事業者は特例措置を活用して、新事業活動を実施することが可能となる。

【実施時期】

平成26年5月～平成28年3月

【実施者、実施場所】

	大型容器		中・小型容器
検査手法	音響検査	超音波検査	超音波検査
ガス消費場所	株式会社東芝 (四日市工場、大分工場、姫路半導体工場、岩手東芝エレクトロニクス株式会社、加賀東芝エレクトロニクス株式会社)		
検査実施者	日本フィジカルアコースティクス株式会社／エーテック株式会社	エーテック株式会社	カンサン株式会社
検査場所	エーテック株式会社 (兵庫県明石市)		カンサン株式会社高崎事業所 (群馬県高崎市)

【お問い合わせ先】

経済産業省商務情報政策局デバイス産業戦略室(03-3501-6944)

商務流通保安グループ保安課高圧ガス保安室(03-3501-1706)